

内閣参質二一一第一一號

令和五年二月二十四日

内閣總理大臣 岸田 文雄

參議院議長 尾辻 秀久 殿

參議院議員浜田聰君提出技能公募予備自衛官に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出技能公募予備自衛官に関する質問に対する答弁書

一について

予備自衛官の訓練については、御指摘の「技能区分が「建設」、「電気」、「通信」の者に対する」ものも含め、全国の自衛隊の部隊等が、年間を通じて様々な形で行つており、その日程については、実施内容の調整及び各予備自衛官本人との連絡を行う各自衛隊地方協力本部が周知することが望ましいとの考え方から、各自衛隊地方協力本部のホームページ等により周知している。

予備自衛官補の教育訓練については、新隊員等の教育訓練を担う部隊が行つており、御指摘の「四〇六月」においては、当該部隊による新隊員等の教育訓練の期間と重複するため行つておらず、現段階では御指摘の「改善」を行う予定はない。

いざれにせよ、今後、防衛力整備計画（令和四年十一月十六日閣議決定）に基づき、訓練期間等も含め、予備自衛官等に係る制度の見直しを行うこととしている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「技能区分」については、自衛隊の任務を遂行す

る上で必要なものを定めており、御指摘の「電気工事施工管理技士」については、現段階ではこれに該当するとは考えていない。